

入札及び契約心得

航空自衛隊

第6航空団基地業務群

会計隊契約班

改正	23. 10. 1
	24. 4. 1
	25. 1. 9
	27. 2. 5
	30. 11. 19
	5. 5. 1

目次

第 1 目的
第 2 通則
第 3 契約手続の概要
第 4 登録
第 5 公告等
第 6 説明会
第 7 入札等の実施
第 8 同等品申請
第 9 暴力団排除に関する誓約事項
第 10 無効入札
第 11 開札及び落札
第 12 契約の締結
第 13 契約保証金
第 14 納期(履行)遅延
第 15 契約解除
第 16 支払
第 17 不当介入を受けた場合の措置
第 18 指名停止措置
第 19 人権尊重の取組
第 20 その他
附則

第1 目的

この心得は、航空自衛隊第6航空団会計隊契約担当官(以下「契約担当官」という。)と請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、契約を締結する者及び契約を締結した者(以下「相手方」という。)が知り、かつ、守らなければならない事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

第2 通則

相手方は、この心得を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

第3 契約手続の概要

契約手続きの手順は次のとおり。

- 1 業者登録(一般競争へ参加する場合)
- 2 入札又は見積への参加
- 3 入札書又は見積書の提出
- 4 落札者の決定
- 5 契約の締結
- 6 契約の履行
- 7 請求書の提出及び代金の受領

第4 登録

相手方となるためには、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の交付を受けた者、又は防衛省整備計画局が発行する資格審査結果通知書の交付を受けた者でなければならない。(ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。)

第5 公告等

- 1 一般競争に付そうとする場合は、次に掲げる事項を記載した公告が入札日時の前日から起算して、少なくとも10日前までに次項に掲げる掲示場所等に掲示される。ただし、緊急を要する場合又は再度公告入札を実施する場合は、その期間を5日までに短縮することがある。
 - (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 競争参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 契約条項等を示す場所
 - (4) 競争執行の場所及び日時
 - (5) 保証金に関する事項
 - (6) その他必要な事項

2 掲示場所

掲示の場所は、会計隊事務室前掲示板及び基地ホームページ(調達情報)とする。ただし、基地ホームページへの掲示は、公告日以降となる場合がある。

第6 説明会

説明会は、契約の目的に関して書面によることができない事項、誤解を生じ易い事項について明らかにし、将来の紛争を避けるため行うものである。ただし、説明会は原則として行わないものとし、特に必要と認める場合は相手方に対し、個別に行うものとする。

第7 入札等の実施

- 1 入札は、公告等に定められた日時及び場所で実施するものとする。
- 2 代理人により入札に参加する場合は、当該契約目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力がある者でなくてはならない。
- 3 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名した委任状を提出しなければならない。
 - (1)代理人の氏名
 - (2)入札件名
 - (3)委任された権限の細部内容
 - 例 入札書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
 - (4)委任期間
 - (5)委任者の住所及び氏名
 - (6)提出する宛先(契約担当官の官職氏名)
- 4 一旦提出した入札書の取替、変更又は取消をすることはできない。
- 5 入札の日時に遅れた場合は、入札に参加することができない。ただし、天災地変その他参加者の責に帰しがたい理由のため、入札日時に遅れる旨を事前に連絡し、契約担当官がやむを得ないと判断し、かつ入札参加者の同意が得られた場合に限り、入札の日時を変更することができるものとする。
- 6 契約担当官が郵便による入札を認めた場合は、公告記載の照会先担当者にその旨を伝えるとともに、入札日時前に契約担当官宛に郵送するものとする。
- 7 郵便による入札の際は、再入札は辞退したものとして取り扱う。また、同価の入札が複数者いる場合は、入札事務に関係がない職員を、郵便入札者の代理として、くじを引き、落札の判定を行うものとする。
- 8 工事内訳明細書
 - 工事の入札に参加する者は、入札金額の内訳書を提出するものとする。その際、当該内訳書は、積算要領及び金額等を適正に記載するものとし、その総額と入札金額との著しい相違等の不備がないものとする。

第8 同等品申請

相手方は、公告等により定められた入札に参加し、又は随意契約による際で、同等品により応札する場合は、「同等品で対応される場合の手続きについて」（掲示場所に掲示）に従い手続きを行うものとする。

第9 暴力団排除に関する誓約事項

- 1 相手方は、入札及び契約に際し、入札書(見積書)の提出を持って「防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(23.4.15)別紙第3に基づく、暴力団排除に関する誓約事項(別紙第1)に、誓約したものとする。
- 2 前項の「誓約事項」による誓約を拒否する者があるときは、その者を入札に参加させず、又は随意契約の相手方としないものとする。

第10 無効入札

- 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1)競争参加に必要な資格を有しない者のなした入札

- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- (5) 総額(単価)で決定すべき入札の場合に、総額(単価)の入札金額が未記入である入札
- (6) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者の入札
- (7) 同一事項について、一人が2通以上の入札書を同時に提出した場合
- (8) 代理入札の場合、委任状を持参しない代理人のなした入札
- (9) 入札金額(親金額)が訂正された入札書
- (10) 入札に関する条件に違反した場合

第11 開札及び落札

開札は、入札執行の場所で、入札者の目で行う。

- (1) 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低(売払いに際しては最高)の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- (2) 開札の結果、入札価格が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度の入札を実施するものとする。
- (3) 予定価格が一千万円を超える製造又は工事請負契約(役務契約を含む)の場合において、次のいずれかに該当するときは、最低価格の入札金額であっても落札者としなないことがある。
 - ア 予定価格に比べて入札金額が著しく低いことにより、当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあり、著しく不適當であると認められるとき。

第12 契約の締結

- 1 相手方は、落札決定後、契約担当官の指定する日までに次の掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 契約書(正2部)

契約書の内容は、契約の目的、契約額、履行期限、契約保証金、契約履行の場所、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行の遅延、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保、契約に関する紛争の解決法、その他必要事項について定める。
 - (2) 請書(正1部)

契約金額が150万円を超えない契約については、契約書に代えて請書とすることができる。
 - (3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書又は請書のうち正1部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。
 - (4) 仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする場合には、契約書(請書)に一部ずつ添付し、それぞれ割印をするものとする。
- 2 相手方は、当該契約の物品を納品する場合、仕様書において特に指定がある場合を除き、新品を納入するものとする。

第13 契約保証金

- 1 相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付を免除された場合はこの限りではない。
- 2 前項の保証金は、契約上の義務を履行しないときに国庫に帰属される。また、契約保証金を免除された場合も同様とする。

第14 納期(履行)遅延

- 1 相手方は、定められた納期もしくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了するおそれがある場合には、納期(履行)遅延申請書及び理由書を契約担当官に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により遅延すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅延料を徴収する。
なお、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

第15 契約解除

- 1 契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。
 - (1) 相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 相手方が完全にこの契約の履行を行わないとき。
 - (3) 相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達する見込みがないとき。
 - (4) 誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- 2 前項に基づき、契約担当官が相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合は、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴収する。
なお、この項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

第16 支払

- 1 相手方は、納品又は履行完了後速やかに請求書を提出するものとする。
- 2 支払の時期は、検査合格後、適法な請求書を受理してから、下表に掲げる日以内とする。

形態	区分	工事	その他の給付
	約定期間	40日以内	30日以内
	特別約定期間	60日以内	45日以内
	約定なし	15日以内	15日以内

第17 不当介入を受けた場合の措置

相手方は、自ら又は下請者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うと共に契約担当官に通報するものとする。

第18 指名停止措置

入札参加者等が公正な入札等の確保のため禁止する行為を行った場合及び入札参加者等

の行為が不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、指名停止措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。

第19 人権尊重の取組

相手方は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第20 その他

この心得に明示していない事項、又は契約について疑義を生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

附則

この心得は、平成23年10月1日から適用する。

附則

この心得は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この心得は、平成30年11月19日から適用する。

附則

この心得は、令和5年5月1日から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。